

平成 26 年第 4 回定例会(12 月)議決結果

第4回定例会が平成 26 年 12 月 4 日から 16 日までの 13 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 26 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町病院事業の設置等に関する条例等を廃止する条例の制定

●芦屋町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の制定

町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い廃止するものです。なお、訪問看護ステーションは、法人の附帯事業となります。廃止は、法人設立の日から施行し、廃止した部分は必要に応じて法人の規約などで改めて定めます。

(可決 賛成多数)

●地方独立行政法人芦屋中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定

町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院への職員の引継ぎに関し、必要な事項を定めるための条例の制定です。

(可決 賛成多数)

●芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定

町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、病院事業会計及び訪問看護特別会計を廃止し、新たに地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計を設置するものです。

(可決 賛成多数)

●地方独立行政法人芦屋中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定

町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人法第 6 条第 4 項及び第 44 条第 1 項の規定に基づき、重要な財産を定めるための条例の制定です。

(可決 賛成多数)

●町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定

平成 28 年 4 月 1 日から現行の住民税、固定資産税、国民健康保険税をまとめて年 10 回で納付する集合徴収方式をやめ、税目毎に徴収する単税徴収方式へと変更するため、廃止するものです。

(可決 賛成多数)

●芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定

町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定にあわせて、住民税、固定資産税の納期の見直しをおこなうものです。

住民税は、6月、8月、10月、翌年1月の年4回で納付し、固定資産税は、5月、7月、12月、翌年2月の年4回で納付することになります。

(可決 賛成多数)

●**芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定**

町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定にあわせて、国民健康保険税の納期の見直しをおこなうものです。

国民健康保険税は、7月から翌年3月の年9回で納付することになります。

(可決 賛成多数)

●**芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定**

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額39万円を40万4千円に改めるものです。

(可決 満場一致)

●**芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定**

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項等を改正するものです。

(可決 満場一致)

【**予 算**】

●**平成26年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)**

歳入歳出それぞれ4,593万円の増額補正を行うものです。

歳入＝地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金258万円や農業委員会事務費補助金394万円、過疎対策事業債ハード分として、海岸保全区域老朽対策事業110万円、アジアイベント広場拡幅事業790万円を措置したほか一般会計債で芦屋東小学校防災設備改修事業1,670万円を増額計上しています。

歳出＝町民会館非常用放送設備改修工事設計委託100万円、芦屋町地域介護・福祉空間整備等事業補助金258万円、松くい虫防除委託(伐倒駆除)393万円、空き店舗活用事業補助金15万円、創業等促進支援事業補助金100万円、城山公園唐戸側急傾斜地点検測量業務委託800万円及び小中学校空調改修工事实施設計委託1,137万円を措置しています。

(可決 賛成多数)

●平成 26 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ 3,046 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝特別調整交付金 432 万円、過年度分療養給付費交付金 494 万円及び前年度繰越金 2,188 万円の増額、職員給与費等に関する一般会計繰入金 67 万円の減額を計上しています。

歳出＝療養費負担金 108 万円、高額療養費 140 万円及び国保直営診療施設繰出金 432 万円を増額、後期高齢者支援金 766 万円の減額を措置しています。

(可決 満場一致)

●平成 26 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ 35 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝事務費繰入金 35 万円を増額計上しています。

歳出＝職員手当等 35 万円を増額、共済費 6 千円を減額措置しています。

(可決 満場一致)

●平成 26 年度芦屋町病院事業会計補正予算(第2号)

資本的収入の他会計負担金において、国民健康保険調整交付金の確定に伴い、432 万円を増額計上しています。

(可決 満場一致)

【請 願】

●「農業・農協改革」に関する請願書

平成 26 年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政・関係機関・JAグループが一体となって取り組みを始めた矢先、政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化・独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統合のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しています。今後の検討においては、これまでのJAグループの役割や現場の取り組みを評価したうえで、JAグループの自己改革を後押しする必要があります。

加えて、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても一方的な価値判断による議論とならないよう、慎重な検討が必要と考えます。

今後の政府による「農業・農協改革」の進め方いかんでは、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業をはじめとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されるため、請願を行うものです。

(採択 満場一致)

【意見書】

●「農業・農協改革」に関する意見書

「農業・農協改革」にあたって、下記の事項に留意するよう強く要望する意見書です。

- ①協同組合であり、民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において、拙速な対応を行わないこと。
- ②JAが行っている営農・経済・信用・共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。
- ③地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障をきたす規制強化を行わないこと。
- ④全農は、JAを補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するには株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。
- ⑤中央会は、JAの指導機関として、不測の事態が発生した場合を含め、恒常的にその指導機能の発揮が担保されておく必要があることから、引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

(可決 満場一致)

●地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書

モーターボート競走事業施行者は、厳しい経営環境の下、より健全なモーターボート競走事業の経営を目指し、ファンサービスの向上はもとより、各種業務の効率化による開催経費の削減等、諸施策を積極的に推進してきましたが、平成3年度の2兆2千億円の売り上げをピークに大幅に減り続け、近年ではピーク時の約4割、9千億円まで減少しており、繰出金の額が大幅に減少し、繰出金を出せない団体も多い状況です。また、本年4月からは消費税が8%に引き上げられ、今後更なる消費税増税が示唆されていることから、本来の法目的である施行者の地方財政への寄与という事業の存立根拠も危うい状態となり、競走事業の存廃問題に繋がる恐れがあります。

地方公共団体金融機構への納付金制度は、昭和45年度に創設されました。これは、当時公営競技の収益が著しい増加を示し、公営競技を実施する施行団体と非施行団体との財政力の不均衡が問題になったため、公営競技収益の均てん化を目的に、10年間の時限措置として導入されたものですが、その後、累次にわたり期限延長されてきています。

モーターボート競走事業施行者が、今までに地方公共団体金融機構に納付した金額は、約5千億円、他の公営競技施行者のものを含めた地方公共団体健全化基金積立金額は、約9千億円以上と膨大な金額にのぼり、十分に所期の目的は達せられたと考えています。

よって、総務省に対し、地方公共団体金融機構納付金制度を廃止することを求める意見書です。

(可決 満場一致)

【その他】

●芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付け

貸付料が地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定に該当するため、議会議決を求めるものです。

内容は、大字山鹿35番1の一部(山林)及び大字山鹿35番13(山林)の土地15万1,587㎡を年額約304万円で芝浦グループホールディングス株式会社(北九州市小倉南区)へ貸付けるものです。

(可決 賛成多数)

●地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標の策定

町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、病院が達成すべき業務運営に関する目標を定めるもので、同条3項の規定により議会議決を求めるものです。

中期目標の期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とし、住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、業務運営の改善及び効率化に関する事項、財政内容の改善に関する事項、その他業務運営に関する重要事項について、それぞれ目標を定めています。

(可決 賛成多数)

●電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の制定

平成27年2月16日から戸籍システムを飯塚市と共同利用するにあたり、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により規約を定め、電子情報処理組織による戸籍事務の管理及び執行に関する事務を飯塚市に委託するため、同条第3項の規定により、議会議決を求めるものです。

(可決 満場一致)

●指定管理者の指定

老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
芦屋町老人憩の家(寿楽会館、山鹿荘、鶴松荘)

2 指定管理者として指定する団体
社会福祉法人 芦屋町社会福祉協議会

3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(可決 満場一致)

●指定管理者の指定

芦屋海浜公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

芦屋海浜公園

- 2 指定管理者として指定する団体

芦屋町観光協会

- 3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(可決 満場一致)

●指定管理者の指定

芦屋海浜公園レジャープールの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

芦屋海浜公園レジャープール

- 2 指定管理者として指定する団体

芦屋町観光協会

- 3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(可決 満場一致)

●専決処分事項の承認

衆議院解散に伴う選挙費用(一般会計補正予算 専決第 1 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものです。

一般会計補正予算(専決第 1 号)、歳入歳出それぞれ 707 万円を増額措置しています。

(承認 満場一致)

●町長の専決事項の指定

町長において、専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第 180 条の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1 学校給食費の請求に関する支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

- 2 奨学金の返還請求に関する支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

(可決 賛成多数)

【人 事】

●芦屋町教育委員会委員の選任同意

平成 26 年 12 月 24 日をもって任期満了となるため、再度、長門隆弘氏の選任が提案されました。

氏 名 長門 隆弘

生年月日 昭和 32 年 4 月 30 日

住 所 芦屋町船頭町

(同意 満場一致)

【報 告】

●専決処分事項の承認

緑ヶ丘保育所内部改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

変更前の契約金額 1 億 1,193 万円

変更後の契約金額 1 億 1,665 万円

変更理由 2 階遊戯室の空調・換気設備工事の一部追加

●専決処分事項の承認

平成 26 年 8 月に芦屋小学校職員駐車場において発生した、車両損傷事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。